

歯科の

個別指導 ● 監査 ●

医道審議会の行政処分

への
対応法

著・鈴木 陽介 ● 弁護士・サンベル法律事務所

はじめに

歯科の個別指導、監査、聴聞、そして医道審議会の行政処分の仕組みをご存知でしょうか。「他はわからないが、個別指導はわかっている」、「勉強会で学んだし、新規指導も乗り切った」という方がいらっしゃるかもしれません。しかし、あえて申し上げます。それは、錯覚です。なぜなら、上記の仕組みは連動していて、その全体像と全体の中での個別指導の位置づけがわからなければ、個別指導の正確な理解は困難であるためです。

個別指導を理解するためには、監査を理解する必要があります。監査を理解するためには、聴聞を理解する必要があります。そして、聴聞を理解するためには、取消訴訟と医道審議会の行政処分を理解する必要があります。個別指導を理解するために、厚生労働省の行政処分の仕組みの全体像を知り、個別指導の位置づけを知ることが重要です。

本書は、**歯科の個別指導、監査、聴聞、そして医道審議会の行政処分への対応について、対話形式の物語で実践的に、当事者の歯科医師の目線で解説するものです。**本書をお読みいただければ、**一連の手続きを当事者の目線で疑似体験でき、歯科の行政処分の仕組みの全体像をつかむことができます。**

弁護士である筆者は、全国の歯科医師からご依頼をいただき、これまで、個別指導、監査、聴聞、そして医道審議会の行政処分の対応を行ってきました。対応を行ってきいて気づいたことは、**歯科医師は、これらの行政手続きについて、正確な知識を持ち合わせておらず、ノウハウなどを入手する手段も限られている**ということです。

また、知人などからの不正確な知識・情報により不適切な対応をしてしまい、**悪い方向に事態が進んでしまったと思われる事例が少なくない**こと、そして、不正確・不適切なアドバイスを行い、困っている歯科医師から多額の報酬を受けとる業者が存在していることも実感しています。

筆者は、**これまでの対応で培った行政対応の正しいノウハウを、本書に詰め込みました。**個別指導の際に、監査・聴聞の際に、また、医道審議会の行政処分に臨む際に、本書をご活用いただければ幸いです。

最後に、執筆にあたって、出版社のインターアクション株式会社の皆様に多大なる尽力をいただきました。ここに心より感謝の意を表します。

サンベル法律事務所
鈴木 陽介

もくじ

第1章 個別指導編	07
① ある日突然やってくる「個別指導の通知」	08
• 個別指導の実施通知書	10
• 別紙1：個別指導に際して持参していただく書類等（歯科）	13
• 別紙2：保険医療機関（歯科）の概要	14
• 別紙3：保険医・歯科衛生士等の従事者一覧表	15
• 別紙4：FAX 送信票	16
② 個別指導には選定基準がある	18
③ 「個別指導の持参物」その準備のポイント	29
④ 個別指導の場に弁護士は同席できる	34
⑤ 厚生局への事前提出書類の書き方	36
⑥ 個別指導には誰が出席すべきか？	38
⑦ 「指導対象患者（カルテ）の指定」への対策	41
⑧ 個別指導の当日はどんなことが行われるのか？	44
⑨ 指導対象月の推定の仕方	53
⑩ 厚生局は個別指導で何を確認しているのか？	54
⑩-1 院内掲示は指示どおり正しく行っているか？	56
⑩-2 カルテは正しく管理・記載しているか？	58
⑩-3 領収証はきちんと発行しているか？	64
⑩-4 混合診療に注意しているか？	66
⑩-5 一部負担金を適切に徴収しているか？	69
⑩-6 保険証は適切に管理しているか？	72
⑩-7 金属、診療報酬請求の外部委託は正しく行っているか？	74
⑩-8 歯科衛生士の業務は正しく行われているか？	76
⑪ 個別指導の当日の心構え	80
⑫ 個別指導でのやり取り	82
⑬ 個別指導の結果はどのように連絡されるのか？	90
⑭ 改善報告書の作成と自主返還のポイント	95
• 個別指導の結果通知書	96
• 別紙：個別指導における指摘事項等	97
個別指導の8つの勘所	102

第2章 監査・聴聞編	103
① 監査・聴聞への対応は弁護士に依頼できる	104
② 個別指導の開始から監査の実施通知までの経緯	106
③ 監査の実施通知書、監査への移行のプロセスを知る	110
・監査の実施通知書	111
・別紙：監査対象者一覧	114
④ 監査の当日はどのような流れになるのか？	119
⑤ 不正請求はどのように分類されるのか？	125
⑥ 取消処分判断基準とその効果	128
⑦ 監査後の返還金とは？	131
⑧ 聴聞手続きの趣旨と期日当日の流れを知る	133
・聴聞通知書	135
⑨ 聴聞期日に向けての準備のポイント	140
⑩ 聴聞期日の当日、聴聞での意見陳述の実際	143
⑪ 聴聞終了後はどのような流れになるのか？	148
⑫ 取消処分への不服の申立ては可能か？	152
監査・聴聞の8つの勘所	156
 第3章 医道審議会・行政処分編	157
① 医道審議会の行政処分への対応は弁護士に依頼できる	158
・行政処分に係る弁明の聴取通知書	159
② 医道審議会の手続きはどのように始まるのか？	161
③ 弁明の聴取への対応方法	165
④ 行政処分後の再教育研修ではどんなことをするのか？	168
⑤ 弁明の聴取の終了後はどのような流れになるのか？	170
⑥ エピローグ	175
医道審議会の行政処分の8つの勘所	178
 主な登場人物の紹介	05
本書における時間の流れ	06
著者紹介	179

主な登場人物の紹介



院長…………… 第1章（個別指導編）の主人公

- 歯科医院を駅前に個人で開設し、管理者をしている歯科医師。
- 図太く豪胆で、患者から人気がある。
- 厚生局から個別指導の通知が来て、弁護士に相談。



理事長…………… 第2章（監査・聴聞編）の主人公

- 医療法人の理事長をしている歯科医師。
- 閑静な住宅街に医療法人で歯科医院を開設し、理事長が管理者をしている（医療法人に分院はない）。
- まじめで勤勉だが、同じ歯科大学の10期下の年下妻に尻に敷かれている。
- 院長は歯科大学の部活の先輩にあたる。
- 監査の終了後、厚生局から聴聞の通知が来て、弁護士に相談。



理事長奥様…………… 第3章（医道審議会・行政処分編）の主人公

- 理事長の妻で歯科医師。
- 歯科診療には長年携わっておらず、専業主婦をしている。
- 美人で気が強い。
- 理事長とは歯科大学の部活のOB会で知り合い結婚に至る。
- 都道府県から医道審議会の弁明の聴取の通知が来て、弁護士に相談。



弁護士…………… 第1章～第3章の主人公をサポート

- 院長、理事長、理事長奥様から依頼を受けサポートを行うことになる、歯科法務に取り組む37歳の中堅弁護士。
- 歯科の患者トラブル対応や歯科医院の事業承継・M&Aの書籍を共著で出版し、その分野に取り組むが、近年は、歯科医師のニーズに応える形で、全国から相談・依頼を受け、歯科の個別指導、監査、医道審議会の行政処分の対応に力を入れている。
- モットーは、現実的で経済合理的な判断を提供すること。

本書における時間の流れ

第1章の時間の流れ

平成30年 7月 3日	院長への個別指導実施通知
平成30年 7月 9日	院長が弁護士に相談（第1章開始時点）
平成30年 8月 3日	院長の個別指導期日

第2章の時間の流れ

平成27年 8月28日	理事長の個別指導実施（結果中断）
平成28年 2月19日	理事長の個別指導実施（2回目、結果中断）
平成29年 7月11日	理事長への監査実施通知
平成29年 7月21日	理事長の第1回監査実施
平成29年 9月22日	理事長の第2回監査実施
平成29年11月24日	理事長の第3回監査実施
平成30年 1月19日	理事長の第4回監査実施
平成30年 2月23日	理事長の第5回監査実施
平成30年11月 1日	理事長への聴聞実施通知
平成30年11月 6日	理事長が弁護士に相談（第2章開始時点）
平成30年11月22日	理事長の聴聞期日

第3章の時間の流れ

平成29年 7月30日	理事長奥様の器物損壊事件発生
平成30年 6月12日	理事長奥様に都道府県から事案報告書の提出依頼
平成30年 6月22日	理事長奥様が事案報告書を提出
平成31年 1月18日	理事長奥様への弁明の聴取実施通知
平成31年 1月21日	理事長奥様が弁護士に相談（第3章開始時点）
平成31年 1月29日	理事長奥様の弁明の聴取期日

個別指導

第 1 章

個別指導編

個別指導

① ある日突然やってくる 「個別指導の通知」



弁護士

院長先生、はじめまして。



院長

やあやあ、弁護士先生。よく来てくれた。



弁護士

駅から徒歩1分で、1階で、人通りが多く目立つ場所にある歯科医院ですね。



院長

おかげさまで患者さんがたくさん来てくれているよ。
友人の歯科医師から評判を聞いてね。相談にのって欲しいんだ。
弁護士先生は、歯科の個別指導の対応に強いんだってね。



弁護士

歯科の個別指導について全国からご依頼をいただき、力を入れて対応しています。ご相談にのります。
初回相談料が1時間10,000円（消費税別途）、2回目以降の相談料が1時間15,000円（消費税別途）ですが、よろしいでしょうか？



院長

もちろんだよ。



弁護士

ありがとうございます。
院長、こういったご状況でしょうか？



院長

関東信越厚生局の事務所から、突然、**個別指導の通知**が届いたんだよ。びっくりしてしまっただ。



弁護士

よろしければ、個別指導の実施通知書を見せていただけますか？



院長

コピーを準備してあるよ。届いたのはこれだよ。(👉 10 ページ)

- 1 個別指導の実施通知書
- 2 別紙 1：個別指導に際して持参していただく書類等（歯科）
- 3 別紙 2：保険医療機関（歯科）の概要
- 4 別紙 3：保険医・歯科衛生士等の従事者一覧表
- 5 別紙 4：FAX 送信票



弁護士

内容を拝見しました。

別紙 1 の持参物が、通常の内容ですね。ひとまずほっとしました。



院長

???

それは、どういうこと？



弁護士

イレギュラーな持参物が指定されていることがあるのです。

その場合は、悪い方向に進むことが多いのですよ。



院長

イレギュラーっていうと、具体的にどういう指定をされるんだい？



弁護士

例えば、別紙 1 の(5)の「患者ごとの一部負担金徴収に係る日計表又は帳簿若しくは現金出納簿及び患者ごとの予約状況が分かる予約簿等（直近 1 年分程度）」とありますが、これが、1 年半以上前の具体的な月からと指定されている場合は、その当時の診療について厚生局が個別指導で確認したい事項がある可能性が高く、要注意です。



院長

それは、その、あれかい？ 患者さんやスタッフから通報されたというやつかい？

1 個別指導の実施通知書

(1/3)

関厚発●●●●第●●号
平成30年7月3日

●●歯科医院
開設者 院長 様

関東信越厚生局長

関東信越厚生局及び●●県による社会保険医療担当者の
個別指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、下記のとおり関東信越厚生局及び●●県による個別指導を実施いたしますので通知します。

なお、正当な理由がなく個別指導を欠席した場合は、監査の対象となりますのでご注意ください。

記

1 目 的

保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 日 時 平成30年8月3日（金）
13時00分から15時00分まで（予定）

3 場 所 ●●県●●市●●
関東信越厚生局●●事務所 会議室

4 出席者 開設者、管理者、保険医、請求事務担当者

5 当日準備していただく書類等
別紙1「個別指導に際して持参していただく書類等（歯科）」のとおり

1 個別指導の実施通知書

(2/3)

6 その他

- (1) 指導にあたっては、別紙1でお示ししたもの以外の資料をお願いすることもありますので、ご承知おきください。
- (2) 別紙1において別途連絡することとしている「指導対象患者」については、7月27日(金)に20名分を送達し、8月2日(木)に残り10名分をFAXにてお知らせします。

なお、長期にわたり歯科医学的な管理を行っている患者等において診療録等の持参書類が相当量になる場合等は、事前にお問い合わせください。

また、診療録等の診療に係る記録について、電子カルテ等により電子データで準備される場合は、事前に当所へご連絡のうえ、当該電子データを閲覧するための電子機器及びソフトウェアのご準備をお願いいたします。

- (3) 別紙2「保険医療機関(歯科)の概要」及び別紙3「保険医・歯科衛生士等の従事者一覧表」については、平成30年7月20日(金)までに、関東信越厚生局●●事務所まで提出してください(FAX可)。
- (4) 別紙4「FAX送信票」については、上記(2)の送信先のFAX番号及び担当者(受信者)をお知らせいただくことと併せ、本通知の送達確認を兼ねておりますので、到着後速やかに送信いただくようお願いいたします。
- (5) 指導当日は、準備等のため指導開始時刻の10分前までに御来場ください。夏季における軽装(クールビズ)を実施しておりますので、ご了承ください。なお、駐車場はありませんので、お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

(6) 照会等連絡先

関東信越厚生局●●事務所 指導課 ●●

●●市●●

T E L ●●●●●●●●●● F A X ●●●●●●●●●●

1 個別指導の実施通知書

(3/3)

●●事務所

住 所	〒●●●●●●●● ●●県●●市●●
電 話	●●●●●●●●●●●●●●
F A X	●●●●●●●●●●●●●●
アクセス	●●線●●駅（●●口）徒歩●分
地 図	

* 当ビルには駐車場がありませんので、お車で来所の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

2 別紙 1：個別指導に際して持参していただく書類等（歯科）

（別紙 1）

個別指導に際して持参していただく書類等（歯科）

- (1) 診療録等
 - ① 診療録
 - ② 歯科衛生士業務記録等
 - ③ 診療に関する諸記録（歯科技工指示書、納品伝票等、未装着補綴物）
 - ④ エックス線フィルム（パノラマ、デンタル等）及び口腔内カラー写真（電子データにより保存している場合は、ご連絡願います。）

※ 上記(1)については、別途連絡する指導対象患者の初診時から現在までのもの。なお、初診とは直近の初診日ではなく、貴医療機関に患者が初めて受診した日となります。（不明な点があれば、ご連絡願います。）
- (2) 特定保険医療材料、薬剤、金属材料、その他の歯科材料等の購入・納品伝票（直近 1 年分程度）
- (3) 酸素の購入単価の算定基礎となる書類（購入・納入伝票）
- (4) 施設基準等に関する届出、関係書類及び帳簿等
- (5) 患者ごとの一部負担金徴収に係る日計表又は帳簿若しくは現金出納簿及び患者ごとの予約状況が分かる予約簿等（直近 1 年分程度）
- (6) 審査・支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類（直近 1 年分程度）
- (7) 歯科技工物単価表
- (8) 出勤簿
- (9) 保険外負担一覧表
- (10) 次の文書の様式（記載前のものを各 1 部）
 - ① 領収証及び明細書
 - ② 処方せん
 - ③ 歯科技工指示書
 - ④ 患者への提供文書
 - ア クラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書
 - イ 医学管理等（歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、薬剤情報提供料、新製有床義歯管理料等）に係る提供文書
 - ウ 在宅医療に係る提供文書
- (11) 院内・院外掲示物（コピー、写真で可）
- (12) 診療報酬請求事務を外部委託している場合は、その契約書等

※ 上記について不明な点があれば、事前にご連絡願います。

3 別紙2：保険医療機関（歯科）の概要

(別紙2)

1. 保険医療機関（歯科）の概要

必要に応じて該当箇所に○印を付けてください。

(平成 年 月 日作成)

名 称	所在地		
開設者 (生年月日)	昭・平 年 月 日	管理者 (生年月日)	昭・平 年 月 日
電話番号	FAX 番号		
開設年月日	昭・平 年 月 日	指定年月日	昭・平 年 月 日
休診日	月・火・水・木・金・土・日・祝・その他() 診療科目 歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科		
標榜時間	(~ 曜)午前 時 分～ 時 分、午後 時 分～午後 時 分 (~ 曜)午前 時 分～ 時 分、午後 時 分～午後 時 分		
予約制	有・無・一部(方法:)		
公費負担医療等の指定 (法別番号)	感染症予防等(入院)(11)、生活保護(12)、戦傷病者(療養の給付)(13)、戦傷病者(更生医療)(14)、障害者自立支援(更生医療)(15)、障害者自立支援(育成医療)(16)、原爆被爆(認定疾病医療)(18)、原爆被爆(一般疾病医療費)(19)、障害者自立支援(精神通院医療)(21)、障害者自立支援(療養介護医療)(24)、中国残留邦人等(支援給付)(25)、心神喪失等(医療の給付)(30)、特定疾患治療費等(51)、児童福祉(小児慢性特定疾病)(52)、児童福祉(措置等医療の給付)(53)、石綿健康被害の救済(医療費の支給)(66)、労働災害、その他()		
届出を行っている施設基準			
従事者の状況	歯科医師 名 歯科衛生士 名 歯科技工士 名 歯科助手 名 事務員 名 その他 名 計 名		
歯科衛生実地指導料の算定		有・無	歯科訪問診療料の算定
1日当たり外来患者数	人/日	主な訪問先	有・無
1日当たり訪問患者数	人/日		
保険外(自費)診療 名・ 万円/月・ 作製している技工物(自費)の名称:			
ユニット台	台・デンタルX線装置	台・パノラマX線装置	台・CT装置
レセプトコンピューター	台・システム名称(ソフト名): ・ベンダー名(システム構築会社):		

歯冠修復及び欠損補綴物の製作状況

自院 (全部・一部)	歯科医師(全部・一部)	作製している技工物の名称:		
	歯科技工士等(全部・一部)	作製している技工物の名称:		
院内技工士に対する指示録の有無		有・無		
外注 (全部・一部)	(外注先の名称・所在地・外注している技工物の名称)			
外注の状況	歯科技工指示書の発行	有・無	歯科技工指示書の控の有無	有・無
外注時の 歯科技工 指示書の内容	患者の氏名、設計、製作の方法、使用材料、発行の年月日 歯科医院の所在地、技工所の所在地及び名称 保存期間 年			

4 別紙3：保険医・歯科衛生士等の従事者一覧表

(別紙3)

2. 保険医・歯科衛生士等の従事者一覧表

(平成 年 月 日現在)

資格等	氏 名	生年月日	勤務形態	採用年月日	退職年月日	備考(担当業務等)
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			
			常・非			

注1 直近の1年間について記載してください。

2 当該保険医療機関に勤務する歯科医師（管理者を含む）、歯科衛生士、歯科技工士、歯科助手及び事務員等、全ての従事者について記載してください。

3 勤務形態に応じ、「常勤・非常勤」のいずれかを○で囲んでください。

4 保険医以外の方については、「備考」欄に担当業務（「調剤業務」、「受付事務」及び「請求事務」等）を記載してください。

5 別紙4：FAX送信票

(別紙4)

FAX送信票

平成 年 月 日

宛 先	(関東信越厚生局●●事務所 FAX番号 ●●●●●●●●●●●●●●) 関東信越厚生局 ●●事務所 指導課 ●● 行
送信枚数	1 枚(本票含む)
通 信 欄	1. 保険医療機関の名称 2. 「患者一覧」の送付先部署、担当者 3. 「患者一覧」の送信先FAX番号及び連絡先電話番号 FAX番号 _____ 電話番号 _____ 4. 「指導対象患者一覧」につきましては、第1回目を書留郵便 (7月27日(金)着)にて送付し、第2回目は8月2日(木)にF AXにてお知らせいたします。両日が休診日で患者一覧の受 領ができない場合はお申し出ください。 5. その他(連絡事項等ありましたら記入をお願いいたします。)



弁護士

そのとおりです。
いわゆる情報提供による個別指導、というものです。



院長

こわいなあ。
そういった例も多いのかい？



弁護士

私に相談があるケースでは多いですね。8割以上という印象です。
情報提供による個別指導である場合は、歯科医師に心当たりがある
ケースもあれば、心当たりがないケースもあります。

押さえておきたいポイント

- 個別指導の実施は、ある日、前触れなく突然通知される。
- 個別指導の実施通知書が届いたら、イレギュラーな持参物が指定されていないか、内容をよく確認する。

② 個別指導には選定基準がある



弁護士

個別指導の対象に選定される基準をご存知でしょうか？



院長

平均点が高いとか、患者さんやスタッフから不正請求の情報提供が厚生局にあった場合とか、そんなイメージだよ。
実際はどうなんだい？



弁護士

個別指導・監査の運用は、変更されていきますので、**最新の情報を収集することが重要**です。本日現在の運用を説明していきますが、歯科の個別指導・監査は、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室というところが、日本全国の地方厚生局に指示を出して、実施させています。その医療指導監査室が作成した「医療指導監査業務等実施要領（指導編）平成 28 年 3 月」によれば、個別指導の対象の選定方法は、以下のとおりです。

- ①指導大綱及び指導大綱実施要領等に基づき選定し、選定委員会に諮り決定する。
- ②情報提供等により個別指導が必要と認められた保険医療機関等については、随時選定委員会に諮り決定する。
- ③情報提供等により選定された保険医療機関等に対する個別指導は、高点数により指導対象となる保険医療機関等に優先し実施する。

そして、①の指導大綱及び厚生省保険局医療課長通知（平成 10 年 3 月 18 日付け保険発第 36 号）などの記載によれば、右のとおりとなります。

個別指導の選定基準

(1) 都道府県個別指導

次に掲げるものについて、原則として全件都道府県個別指導を実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- ② 個別指導の結果、「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
- ③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
- ④ 医療監視の結果、問題があった保険医療機関等
- ⑤ 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等
- ⑥ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等
- ⑦ 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関等
- ⑧ 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関等
- ⑨ 会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関等
- ⑩ 1件当たりの点数が高い保険医療機関等

※集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当（翌年度の実績において、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関等の数の上位より概ね半数以上である保険医療機関等）する場合に選定される。ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りではない。また、レセプト1件当たり平均点数が都道府県の平均点数の1.2倍以下のものは除かれる。

- ⑪ 新規指定保険医療機関等

(2) 共同指導

- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ② 支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ③ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りではない。また、レセプト1件当たり平均点数が都道府県の平均点数の1.2倍以下のものは除かれる。）
- ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等



院長

??? 文字が多すぎだよ、くらくらする。

要約してくれたまえ。



弁護士

わかりました。ざっくり**都道府県個別指導の選定**のポイントをまとめますと、

- ① 支払基金、保険者、患者さんなどからの**情報提供**があった場合
- ② 個別指導の結果『**再指導**』となった場合
- ③ 過去に厚生局の**監査を受け戒告・注意**を受けた場合
- ④ 保健所の立ち入り検査を受け問題があった場合
- ⑤ 集団的個別指導で個別指導部分が実施され請求が不適切とされた場合
- ⑥ **集団的個別指導を欠席**した場合
- ⑦ 保険診療に関して刑事事件として起訴され有罪となった場合
- ⑧ 他の保険医療機関の指導・監査に巻き込まれた場合
- ⑨ 会計検査院の検査で必要性が生じた場合
- ⑩ **集団的個別指導を受け翌年度も高点数**であった場合
- ⑪ 新規に開設をした場合（新規指導）

以上について、都道府県個別指導がなされることになります。

なお、⑤については、現状、集団的個別指導の個別指導部分は実施されないことが通常です。



院長

都道府県個別指導と共同指導のくくりがあるようだけど、これはなんなんだい？



弁護士

都道府県個別指導が、いわゆる**通常の個別指導**のことです。

通常の個別指導が、**厚生局と都道府県とで実施**されるのに対し、**共同指導**は、**厚生局と都道府県に厚生労働省も加わって実施**されます。



院長

厚生労働省って……。

個人の歯科医院を対象に、厚生労働省が出てくるなんてこと、まずないよね？



弁護士

それが、あるんですよ。実際、相談を受けることもあります。
単純に高点数だから選定されたというのではなく、傾向的な診療をしている医院が選ばれることが多い印象です。



院長

私の場合は、都道府県個別指導と考えてよいのかな？



弁護士

個別指導の実施通知書の記載のとおり、都道府県個別指導です。



院長

共同指導だと、お先真っ暗、みたいなイメージだけど、実際どうなの？



弁護士

そんなことはありません。

共同指導についても、基本的な手続きは通常の個別指導と同様です。
気負わず、適切に対応していくことが重要です。



院長

でもまあ、厚生労働省が出てきたら、びっくりするだろうね。まあ、私は違うから、この話題はここまでにして話を戻そう。

集団的個別指導っていうのは、いわゆる高点数の集団指導と考えればよいのかな？ そうだとすると、私は高点数の集団指導にずっと呼ばれていないから、今回の個別指導は、その線での個別指導ではないね。



弁護士

ちなみに、院長は、ご自身の歯科医院の平均点数をご存知ですか？



院長

知らないよ。



弁護士

管轄の厚生局都道府県事務所に電話で問い合わせると、ご自身の歯科医院の平均点数を教えてもらえるので、確認されてもよいでしょう。



院長

知らなかった。今度、電話して聞いてみるよ。



弁護士

ご質問を続けます。
過去に監査を受けたことはありますか？



院長

ないね。
監査で戒告とか注意とか、これはどういうことなのかい？



弁護士

個別指導から監査になって、監査の結果、保険医療機関の指定の取消し、保険医の登録の取消しにはならなかった場合に、戒告や注意になることがよくあります。

……といいますか、監査まで行ってしまった場合、最低でも戒告または注意になると考えていた方がよいかもしれません。**一度監査になってしまうと、取消しにならなかったとしても、個別指導の選定要件を満たすことから、しばらくしてから個別指導に再度なってしまい、負のスパイラルからなかなか抜け出せなくなります。**



院長

ゴクリ。
こわいな……。



弁護士

確認ですが、勤務医としても、監査で聴取を受けたことはないですか？



院長

ないよ。
ということだい？



弁護士

監査になった歯科医院に勤務していた歯科医師が、監査で聴取を受けた場合、最終的に戒告・注意となっているケースがよくあります。そして、その勤務歯科医師が自分で開業し、ある日、個別指導の通知が来て、びっくりすることがよくあるのです。

先ほどご説明した個別指導の選定基準では、戒告や注意を受けた「保

険医療機関等」とあり、保険医は含まれていないのですが、戒告や注意を受けた保険医が管理者をしている保険医療機関についても、個別指導に選定されやすくなっているのではないかと感じるケースが複数ありました。



院長

たしかに、厚生局としては、記録として保険医の戒告や注意の事実を把握しているから、選ばれやすくなるのかもしれないね。

でも、戒告や注意となれば、個別指導になりやすくなるかもって、あらかじめ意識しているのではないかい？



弁護士

本人が意識していないケースがしばしばあるのです。意識していれば、より慎重な日々の診療報酬の請求に取り組めたかもしれません。

個別指導・監査の仕組みを知ることが適切な対応のために重要です。



院長

だから私は弁護士先生に相談しているわけだよ。

話は戻るけど、私は監査を受けたことは勤務医としてもないよ。それに、個別指導の結果『再指導』になったこともないよ。保健所の立ち入り検査もないし、歯科診療についての警察沙汰もないなあ。そうすると、どうなんだい？



弁護士

会計検査院に絡んでの個別指導の可能性は乏しいと考えられますので、情報提供による個別指導だと思います。

心当たりはありますか？



院長

それがないんだよ。患者さんとすごくもめたようなことはないし、スタッフとのトラブルも特段ないんだよ。



弁護士

支払基金の減点はどうですか？



院長

ん、減点の通知はよく来てるよ。再審査請求はしていないけど、納得できないから、似たような請求は続けているけど。



弁護士

保険者や支払基金から、面談の呼び出しは受けましたか？



院長

それはないよ。

保険者や支払基金の情報提供なのかな。



弁護士

なんとも言えません。

例えば、患者さんが誤解に基づき、保険者に「一部負担金の支払い額の金額が合わない」などと連絡して、そこで保険者から厚生局に情報提供がなされ、個別指導となるケースもあります。ここ数年で、患者さんからカルテの開示請求を受けたり、患者さんやスタッフなどと裁判や調停手続きになったりしたことはないですか？



院長

ないなあ。……結局のところ、どこが情報提供元なのだろう。

気になって仕方ないよ。



弁護士

皆さん、そのようにおっしゃいます。

ただ、情報提供が推測される個別指導で、情報提供元がはっきり推測できるのは、半分もないという印象です。多くのケースでは、どこが情報提供元か断定できませんし、厚生局も教えてくれません。もっとも、個別指導から監査に進み、さらに聴聞手続きまで進んだ場合に、厚生局から内議書の資料開示を受けそこに個別指導の端緒の記載があり、黒塗りの部分もありますが、その記載から、情報提供元がわかることがあります。

高点数による個別指導と思っていたのに、聴聞手続きで厚生局の内議書の開示を受け、その時点で初めて、実は患者さんからの情報提供による個別指導であったとわかる、というケースも実際あります。



院長

患者さんやスタッフからの情報提供であれば、事前にかなりもめているはずだから、わかりそうなものだけど。



弁護士

そうでもないのです。このご時世、疑問に思ったことなどを、率直に保険者にすぐに連絡する患者さんも多いようです。

もちろん、もめていて心当たりがある場合は、実際にその方が情報提供元であることが多いと思います。



院長

うーん。心当たりはないんだよなあ。



弁護士

個別指導の選定は、ブラックボックス的なところがあって、結局、厚生局が個別指導を必要と考えれば個別指導を実施できる運用になっていると言ってよいでしょう。

情報提供元に当たりがつけば、それに応じた事前準備も可能ですが、ある程度考えて当たりがつかない場合は、それ以上考えてもわからないので、情報提供元が不明であることを前提に個別指導の準備を進めるべきことになります。



院長

まあ、そうだよな。

理屈ではわかってるけど、気分は悪いよ。



弁護士

情報提供による個別指導について補足すると、最近では、厚生局への患者さんやスタッフなどからの情報提供の数が多く、そのような情報提供が1～2件程度あっただけでは、厚生局は動かず、個別指導の実施に至らないことも多いようです。



院長

ということだい？



弁護士

患者さんから情報提供が複数ある、または不正を裏付ける確たる証拠がある、しかもその歯科医院が高点数である、そういった事情がそろわないと、個別指導の対象には選定されないかもしれない、ということです。

厚生局が個別指導を実施できる年間件数には限りがあるので、たく

さん情報提供があれば、当然、選りすぐりのものに絞って個別指導を実施することになるわけです。



院長

はっきり言うね。

それは、私が選りすぐられて個別指導になった、ということかい？



弁護士

恐縮ながら、そのとおりです。

指導の必要性が高いところから選定されますので、**個別指導に選定された場合は、相応の理由があった、と考えた方がよい**でしょう。



院長

ただ、理由がわからないんだよね。



弁護士

選りすぐられ方には、かなりの地域差を感じます。その観点から申し上げますと、東京都は、歯科医院の数が多いにもかかわらず、個別指導の実施件数が少なく、選りすぐられ方が群を抜いている印象です。

具体的な数字を挙げると、平成28年度では、歯科の個別指導の実施件数が東京は33件であるのに対し、埼玉が83件、千葉が73件、神奈川が63件となっています。当然、歯科医院の数は東京が一番多いので、東京で個別指導となった場合は、かなりの高点数か、あるいは、不正請求が疑われる相応の根拠を厚生局が有している場合が多い印象です。

ちなみに、平成28年度の歯科の監査の件数は、東京が10件に対し、埼玉が0件、千葉が3件、神奈川が1件です。結局、東京は、不正請求が疑われる歯科医院が多く、その結果監査の件数が増え、監査業務に人員を割かざるを得ず、個別指導の実施を数的に十分に行えていないのだと思います。



院長

私の歯科医院は東京ではないから、その意味で救いを感じるよ。

平成 28 年度:保険医療機関(歯科)への個別指導・監査の実施状況(都道府県別)

都道府県	個別指導	監査	都道府県	個別指導	監査	都道府県	個別指導	監査
北海道	30	1	長野	38	1	岡山	8	0
青森	26	0	富山	17	0	広島	9	1
岩手	25	1	石川	19	0	山口	26	0
宮城	25	1	岐阜	38	0	徳島	18	2
秋田	18	0	静岡	34	1	香川	20	1
山形	21	1	愛知	64	1	愛媛	29	0
福島	38	1	三重	28	0	高知	15	1
茨城	34	0	福井	12	0	福岡	51	2
栃木	36	0	滋賀	14	1	佐賀	17	0
群馬	34	0	京都	19	0	長崎	31	0
埼玉	83	0	大阪	44	4	熊本	12	0
千葉	73	3	兵庫	28	1	大分	22	0
東京	33	10	奈良	24	0	宮崎	19	0
神奈川	63	1	和歌山	19	0	鹿児島	34	1
新潟	19	2	鳥取	8	0	沖縄	22	1
山梨	16	0	島根	11	0	合計	1,324	39



弁護士

東京をはじめ、全国様々な都道府県で個別指導に同席した経験からすると、東京は、不正・不当に対する対応が厳格である印象です。東京の歯科医院の方から個別指導の相談を受けた場合は、以上を十分に説明の上で、適切に対応しなければならないことを特に強く申し上げます。



院長

地域性もあるのだね。
厳しい技官の話も聞くよ。



弁護士

私の経験上、厚生局の指導医療官（いわゆる技官）の個性も、指導の内容・結果に大きな影響があると感じています。ある指導医療官では『経過観察』のケースが、別の指導医療官では『再指導』になる、ということも多々ある印象です。



院長

厳しい指導医療官は勘弁して欲しいよ。



弁護士

厳しい指導医療官の異動情報は、歯科医師会や保険医協会で話題になると聞きます。ただ、これは、歯科医師個人でどうできる問題ではないので、所与の前提として考えざるを得ず、気にしても仕方がないでしょう。

話を戻しますと、保険者や支払基金からの情報提供の場合は、患者やスタッフからの情報提供に比べ重きを置かれ、厚生局が個別指導の実施に踏み切るケースが多いようです。院長のケースは、お話によれば、保険者や支払基金からの情報提供の可能性が高いように思います。

ただ、ご説明したとおり、心当たりがない場合、情報提供元は考えても結局わからないので、個別指導の準備を進めましょう。



院長

気になるけど、次に進もう。

押さえておきたいポイント

- 個別指導に選定された場合、選定された理由が必ず存在する。
- 個別指導になった理由を推測し、事前準備に活用する。